

令和 8 年 8 月定例会

厚生委員会資料
(福祉保健部)

第8期秋田市障がい福祉計画および第4期秋田市障がい児福祉計画 の骨子案について

1 概要

障がい福祉計画は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障がい児福祉計画は児童福祉法に基づく法定計画であり、国の基本指針に即して、障害福祉サービスおよび障害児通所支援の提供体制の確保に係る目標等を定めるものである。

計画期間は、令和9年度から令和11年度までの3年間とする。

2 骨子案

障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（国の基本指針に即した8つの成果目標）と、成果目標を達成するための活動指標等を設定する。今後、国が示したサービス見込量の推計方法等に基づき、活動指標等の具体的な目標数値を算定し、原案とする予定である。

構成

1 計画の概要（計画策定の趣旨、計画期間等）	
2 第8期障がい福祉計画	
成果目標① 施設入所者の地域生活への移行	
活動指標等	- 指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み - 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者による、地域生活への移行に向けた入所者全員への支援の回数【新規】
成果目標② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
活動指標等	- 保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数・参加者数 - 精神障がい者における障害福祉サービスの利用者数 等
成果目標③ 福祉施設から一般就労への移行等	
活動指標等	- 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 - 就労定着支援事業の利用者数 - 就労選択支援事業所の設置数【新規】
成果目標⑤ 地域生活支援の充実	
活動指標等	- 地域生活支援拠点等の設置および運用状況の検証回数 - 強度行動障がいを有する者に対する支援体制の整備 等
成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等	
活動指標等	- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合【新規】 - 秋田市障がい者総合支援協議会および専門部会の実施回数【新規】 等

成果目標⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上【新規】	
活 動 指標等	・ 処遇改善加算を取得している事業所の割合【新規】
成果目標⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
活 動 指標等	・ 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加人数 ・ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制 等
3 第4期障がい児福祉計画	
成果目標④ 障がい児支援の提供体制の整備等	
活 動 指標等	・ 障害児通所支援等の必要な量の見込み ・ インクルージョン推進のため、保育、子育て支援、教育等の関係機関による協議の場の設置【新規】 ・ 障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築および連携体制の確保【新規】 等

3 策定スケジュール(予定)

時期		内容
令和8年	5月	第1回社会福祉審議会全体会（諮問） 第1回障がい者専門分科会（概要説明）
	6月	6月議会厚生委員会（概要説明）
	6～8月	骨子案作成作業
	9月	第2回障がい者専門分科会（骨子案説明） 8月議会厚生委員会（骨子案説明）
	9～10月	原案作成作業
	11月	第3回障がい者専門分科会（原案説明）
	12月	11月議会厚生委員会（原案説明） パブリックコメント実施
令和9年	1月	成案作成作業
	2月	第4回障がい者専門分科会（成案最終確認） 第2回社会福祉審議会全体会（答申）
	3月	2月議会厚生委員会（成案説明） 計画策定・公表

第12次秋田市高齢者プランおよび第10期秋田市介護保険事業計画の骨子案について

1 概要

老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものであり、介護保険サービスを含む本市における高齢者福祉施策全般に関する実施計画とするもの。

計画期間は、令和9年度から令和11年度までの3年間とする。

2 骨子案

プランの策定に当たっては、老人福祉法および介護保険法により定めるものと規定されている事項をはじめ、本市を取り巻く状況や課題を踏まえて取り組むべき施策・事業を盛り込むとともに、国が示す基本指針（厚生労働大臣が定めるものであり、市町村が介護保険事業計画を策定する上でのガイドラインとなるもの）に即して内容を精査することとする。

また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和6年1月施行）において、策定が努力義務とされている市町村認知症施策推進計画について、新たにプランに包含して策定する。

構成

第1章 プラン策定の目的	
1	プランの策定にあたって 策定目的、策定方針とプロセス
2	プランの概要 計画期間、位置付け、推進体制など
第2章 プランの体系	
1	基本理念
2	基本目標
3	施策の体系
第3章 プラン策定の背景	
1	人口等の動向 総人口、要介護認定者、高齢化率など
2	日常生活圏域
3	高齢者を取り巻く状況 ニーズ調査、在宅介護実態調査の結果
4	関係法令等の改正内容

第4章 取り組む施策・事業	
	1 地域包括ケアシステムの深化 2 在宅医療・介護連携の推進 3 権利擁護の推進 4 生きがいつくりと介護予防・健康づくりの促進【改編】 5 生活支援サービスの充実 6 介護保険サービスの質と量の確保 7 介護給付等に要する費用の適正化
第5章 給付費等の推計と保険料の算定	
	1 第9期計画における給付費等の実績 2 今後の給付費等の見込量 3 介護保険料の算定
第6章 認知症施策推進計画【新規】	
	1 「新しい認知症観」の理解と浸透 2 本人・家族の参画と当事者視点の組み込み 3 切れ目のない保健・医療・福祉体制の整備 4 身近で相談しやすい支援体制の整備

3 策定スケジュール（予定）

時期		内容
令和8年	5月	第1回社会福祉審議会全体会（諮問） 第1回高齢者専門分科会（概要説明） 第1回介護保険運営協議会
	6月	6月議会厚生委員会（概要説明）
	8月	第2回高齢者専門分科会（骨子案説明） 第2回介護保険運営協議会
	9月	8月議会厚生委員会（骨子案説明）
	11月	第3回高齢者専門分科会（原案説明） 第3回介護保険運営協議会
	12月	11月議会厚生委員会（原案説明） パブリックコメント実施
令和9年	1月	閉会中厚生委員会（施設整備、介護保険料の説明）
	2月	第4回高齢者専門分科会（成案最終確認） 第4回介護保険運営協議会 第2回社会福祉審議会全体会（答申）
	3月	2月議会厚生委員会（成案説明） プラン策定・公表

秋田市河辺高齢者健康づくりセンターのあり方について

秋田県健康増進交流センター（ユフォーレ）を所有する秋田県が、令和8年度末にユフォーレを廃止する方針を決定したことから、一体的に管理・運営している市が設置する2施設（河辺ユフォーレ公園施設（観光振興課）、河辺高齢者健康づくりセンター（長寿福祉課））のあり方を検討し、その方針について報告するもの。

1 市所有施設の概要および利用状況等

(1) 概要

施設名称	秋田市河辺高齢者健康づくりセンター
設置年	平成15年度
設置目的	高齢者の介護予防、健康増進等を図るため
敷地面積	約535.11㎡（健康づくりフロア一部分273.19㎡）
構成施設	健康づくりフロア、研修・会議室
利用料金	無料
指定管理者	河辺地域振興株式会社 指定管理期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

(2) 利用状況（単位：人）

項目	R5	R6	R7
利用者数	14,327	15,421	16,004
うち60歳以上	6,186	6,522	7,004
1日平均	40	43	45
うち60歳以上	17	18	20

(3) 利用目的（単位：人）

年度	指定管理者 自主事業 (健康教室)	市委託事業 (はつらつく らぶ事業)	個人 利用 (軽スポ ーツ)	サークル・ レクリエーション	団体運 動教室	学校部活 等合宿	会議・ 講習会	計
R5	453	740	8,077	1,510	1,482	1,478	587	14,327
R6	544	702	8,644	1,719	1,560	1,461	791	15,421
R7	607	677	9,011	1,974	1,738	1,125	872	16,004

(4) 指定管理料（単位：千円）

年度	R5	R6	R7
決算額	5,962	6,283	6,131

2 河辺高齢者健康づくりセンターの他に利用可能な市所有施設

施設名	施設数
市民サービスセンター（別館含む）	8
コミュニティセンター	31
体育館	8

3 単独で存続する場合の施設運営に係る維持管理費等

(1) 運営別シミュレーション

項 目	現状 (R7)	指定管理	直 営
利用者数	16,004人	3,200人 (R7年度の2割程度と想定)	
維持管理費	6,131千円 (指定管理料)	20,683千円 (指定管理料)	21,443千円 (人件費含む)
改修費	—	33,000千円(電気・給水設備改修等)	

(2) 課題

- ・管理運営のための人件費、維持管理費のかかり増し

- ・現状は、ユフォーレ職員の兼務で対応しているが、存続して運営するには専任職員の配置が必要(指定管理：+8,350千円、直営：+9,110千円)
- ・これまでは県が管理していた電気・給水設備の維持管理費がかかり増し(指定管理および直営：+6,202千円)
- ・これらにより、市の負担は、令和7年度の指定管理料6,131千円に対し、指定管理では、20,683千円(+14,552千円)、直営管理では、21,443千円(+15,312千円)に増加
- ・別途、施設の規模に整合させるために電気・給水設備の改修等が必要(33,000千円)

- ・県の施設が廃止されることによる影響

- ・メイン施設の廃止により、エリア全体の魅力が低下
- ・飲食、入浴や宿泊といった多目的な利用ができないことによる利用者数の大幅減
- ・県が所有するシャトルバス運行がなくなるなど、利便性の低下

4 シミュレーション結果等を踏まえた施設のあり方の方針

県が所有するユフォーレが廃止となることで、利用者の減少に加え、維持管理費のかかり増しなど、現状より財政負担が増すことが想定される。

そのため、河辺高齢者健康づくりセンターは、県所有のユフォーレと合わせ、令和8年度末に廃止する。

5 今後の対応

- (1) 指定管理者へ方針の伝達

- (2) 施設利用者への情報提供

利用者には丁寧な説明と利用可能な施設等の案内をするとともに、利用可能な施設にも情報提供を行う。

- (3) 今年度内の施設廃止の手続き(廃止条例の提案)

- (4) 施設の処分方針(譲渡、売却、解体等)の検討